

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	水防対策費		<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
			<b>担当者名</b>	白井 勲	<b>内線</b>	2711
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	水防対策人件費(31-80-33-01) 水防対策事務費(31-80-66-01)					
<b>事務事業の種類</b>	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	● 昭和 ○ 平成 24 年度		<b>根拠法令等</b>	水防法、東京都水防計画 荒川区水防活動マニュアル		
<b>終期設定</b>	○ 有 ● 無 年度					
<b>実施基準</b>	(法令基準内) 都基準内 区独自基準		<b>計画区分</b>	計画	(非計画)	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境				
	<b>政策</b>	安心・安全のまちづくりの推進				
	<b>施策</b>	災害時における体制の強化				
<b>目的</b>	台風や豪雨時の内水氾濫に対して、水防活動を迅速かつ適切に行うため、水防上必要な配備態勢や資器材を整備し、もって水害による被害を軽減し、区民の安全を確保する。					
<b>対象者等</b>	浸水被害が想定される地域及び住民					
<b>内容</b>	<p>1 台風や豪雨時の水防活動 大雨・洪水警報が発令されたときは、土木部に水防本部を設置し、状況に応じて次の態勢により水防活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡態勢 若干名</li> <li>・警戒配備態勢 水防要員の1/6</li> <li>・第1非常配備態勢 水防要員の1/3</li> <li>・第2非常配備態勢 水防要員の2/3</li> <li>・第3非常配備態勢 水防要員全員</li> </ul> <p>2 水防資器材の購入・管理</p> <p>3 水防演習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1回、区及び区内消防署が合同で演習を実施</li> <li>・3年に1回は、上記に替えて第六方面本部による合同演習を実施（第六方面本部、荒川、足立、台東）</li> </ul>					
<b>経過</b>						
<b>必要性</b>	台風や豪雨時の浸水被害を最小限に食い止め、区民の安全・安心を確保するため必要不可欠である。					
<b>実施方法</b>	(直営) 一部委託 全部委託 ) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員 )					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	3,274	2,563	2,339	2,243	3,802	3,971	3,648	
①決算額(18年度は見込み)	2,380	1,721	1,831	742	3,656	3,869	3,648	
②人件費						2,586		
【事務分担量】(%)						30%		
合計(①+②)	2,380	1,721	1,831	742	3,656	6,455	3,648	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,380	1,721	1,831	742	3,656	6,455	3,648	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	水防本部設置回数	10	7	7	3	4	7	
	水防従事延べ人数		59	92	21	90	187	
	土のう配付数		680	804	10	3,429	1,075	
	水防演習参加人数	400	400	570	400	400	520	

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	時間外手	水防従事職員手当	2,604	水防従事職員手当	3,132	水防従事職員手当	2,603
	職員旅費	水防演習視察	10	水防演習視察	0	水防演習視察	0
	食糧費	水防演習当日賄	230	水防演習当日賄	56	水防演習当日賄	48
	一般需用	水防資器材購入費	687	水防資器材購入費	526	水防資器材購入費	863
	役務費	NHK・CATV受	55	NHK・CATV受	55	NHK・CATV受	55
	委託料	水防演習放送設備委	70	水防演習会場埋設管保護委託	100	水防演習放送設備委	79

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	① 水防本部設置回数	4回	7回	—	—	
	②					
	③					

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内の浸水被害は、局地的な豪雨による雨水の急増に排水処理機能が追いつかないため起きるため、雨水処理施設の整備が必要である。</li> <li>・ 水害についての情報不足等から、区民の水害に対する備えが不十分である。</li> </ul>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	過去の浸水被害を踏まえ、下水道等の雨水処理施設のインフラ整備を下水道局に積極的に要請する。	浸水被害の減小
②	区民の水防演習への参加を促進するとともに、水害に関する情報等を提供する。	水害に対する自衛力の強化
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	局地的な豪雨による浸水被害に対処するためにも優先度が高い

議会（要旨）質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	交通安全対策協議会運営費	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	山口創四	<b>内線</b>	2712
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	交通安全対策協議会運営費（31-70-25-01）				
<b>事務事業の種類</b>	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
<b>開始年度</b>	●昭和 ○平成	40年度	<b>根拠法令等</b>	交通安全対策基本法・荒川区交通安全対策協議会規程	
<b>終期設定</b>	○有 ●無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準		<b>計画区分</b>	計画	（非計画）
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	安心・安全な道路環境の推進			
<b>目的</b>	区内の警察署・交通安全協会・関係機関・民間団体等が相互に協力体制を確立し、交通安全に関する総合的な施策を協議するとともに、効果的に交通安全運動を推進するため、交通安全対策協議会を設置している。				
<b>対象者等</b>	区民				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、春と秋に交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動の重点や交通安全対策等について協議し、決定。</li> <li>・協議会は35人の委員（学識経験者・民間団体関係者・関係行政機関職員）で構成。委員のうち、学識経験者（議員）6人と民間団体関係者15人の計21人には委員報酬（@6,900）を支給。</li> <li>・協議会幹事会は24人（関係行政機関職員）の幹事で構成。</li> </ul>				
<b>経過</b>	<p>交通安全に関する施策の指標として、交通安全対策基本法第26条により、昭和46年以降荒川区交通安全計画を策定し、長期的かつ総合的な施策を講じている。</p> <p>なお、荒川区交通安全計画は東京都交通安全計画に基づいて作成している。</p> <p>①第一次計画（S46～50）      ②第二次計画（S51～55）      ③第三次計画（S56～60）                  ④第四次計画（S61～H2）      ⑤第五次計画（H3～7）      ⑥第六次計画（H8～12）                  ⑦第七次計画（H13～17）</p>				
<b>必要性</b>	関係機関・団体等が相互に連携し、それぞれの所管及び地域実態に応じて交通安全運動の必要性等について協議し、全ての参加者がそれぞれの立場で相互理解を深めつつ、創意工夫を凝らした取組みを実践し、交通安全運動が区民総ぐるみの運動とする上で重要な会議団体である。				
<b>実施方法</b>	（直営） 一部委託 全部委託      （直営の場合） （常勤） 非常勤 臨時職員 ・協議会は年2回（春・秋）開催				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	324	274	303	303	302	302	302	
①決算額（18年度は見込み）	279	224	224	224	252	252	302	
②人件費						1,724		
【事務分担量】（%）						20%		
合計（①+②）	279	224	224	224	252	1,976	302	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	279	224	224	224	252	1,976	302	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	協議会開催(回)	2	2	2	2	2	2	2
	幹事会開催(回)	0	0	0	0	0	0	0

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報酬	委員報酬	242	委員報酬	290	委員報酬	290
	食糧費	会議食糧費	10	会議食糧費	10	会議食糧費	10
	使用料及	会議会場使用料	0	会議会場使用料	2	会議会場使用料	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	委員の協議会出席率（%）	90.0	90.0	100.0	100.0	出席者数／委員数
②						
③						

問題点・課題	(1) 交通事故のうち50%以上を占める自転車事故の減少（年齢的には、高齢者の自転車事故が多い）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	超高齢化社会の到来を見据えた「高齢者の交通安全の確保」、区内の交通事故の半数を超える「自転車の交通事故」の減少について、重点的に取り組んでいく。	自転車事故（高齢者の事故を含む）の減少、ひいては交通事故の減少。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	交通安全に関する総合的施策を審議する重要な協議会

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	交通安全協会補助	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	山口創四	<b>内線</b>	2712
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	交通安全協会補助（31-70-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	○新規事業（○19年度 ○18年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	●昭和 ○平成	62年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区交通安全協会補助金交付要綱	
<b>終期設定</b>	○有 ●無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 (非計画)
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	安心・安全な道路環境の推進			
<b>目的</b>	日頃から、地域に根ざした交通安全啓発活動を行っている交通安全協会に対して、補助金を交付することにより区内の交通安全活動を推進するとともに、区民の交通安全意識の向上や交通事故の防止を図る。				
<b>対象者等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川交通安全協会（会長 富澤一郎）</li> <li>・南千住交通安全協会（会長 篠田桂一）</li> <li>・尾久交通安全協会（会長 佐々木豊作）</li> </ul>				
<b>内容</b>	<p>交通安全協会は、春・秋の交通安全運動期間を始め、日頃から地域に根ざした交通安全啓発活動を積極的に行っており、これらの活動に要する経費の一部として、荒川・南千住・尾久の交通安全協会に対して補助金を交付する。</p> <p>活動内容：春・秋の交通安全運動、交通少年団活動、各種交通安全広報など</p>				
<b>経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度は補助金の見直し（全庁的）により補助金の額は、一律10%削減された。</li> <li>・平成12年度は補助金の見直し（全庁的）により補助金の額は、荒川交通安全協会が5.6%、南千住交通安全協会及び尾久交通安全協会が各5.2%削減。</li> </ul>				
<b>必要性</b>	区内の交通事故発生件数は減少傾向にあるが、これは交通安全協会を中心とする関係機関や団体等の交通安全に対する熱心な取り組みの成果である。しかし、区内では依然として交通事故が多く発生しており、今後更に区民に対する交通安全意識の向上や交通事故を防止し、区民生活の安全を確保するうえで重要な事業である。				
<b>実施方法</b>	(直営) 一部委託 全部委託 ) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員 ) 荒川区交通安全協会補助金交付要綱に基づいて交付している。				

	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
①決算額（18年度は見込み）	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
②人件費						862	
【事務分担量】（%）						10%	
合計（①+②）	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	4,782	3,920
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	4,782	3,920
<b>実績の推移</b>							
<b>事項名</b>	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
荒川交通安全協会会員数(人)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
南千住交通安全協会会員数(人)	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
尾久交通安全協会会員数(人)	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	交通安全協会補助	3,920	3,920	交通安全協会補助	3,920	交通安全協会補助

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	① 荒川交通安全協会会員数 (人)	3,100	3,000	3,000	3,300	
	② 南千住交通安全協会会員数 (人)	380	290	290	320	
	③ 尾久交通安全協会会員数 (人)	1,500	1,400	1,400	1,540	

問題点・課題	交通安全協会の会員数は年々減少しており、交通安全対策をより充実させるためには、会員数を増やす必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	春・秋の交通安全運動、区民交通安全のつどい等の啓発活動を積極的に行い、交通安全協会と連携して交通事故を減少させるためにも交通安全協会への加入を呼びかける。	効果的な交通安全活動が期待できる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	活動の中心的役割を果たしており、益々の活動が望まれる。

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	交通安全啓発費	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	山口創四	<b>内線</b>	2712
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	交通安全啓発費（31-70-75-01）				
<b>事務事業の種類</b>	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 19年度 <input type="radio"/> 18年度） <input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
<b>開始年度</b>	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	37 年度	<b>根拠法令等</b>	交通安全対策基本法	
<b>終期設定</b>	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準		<b>計画区分</b>	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	放置自転車対策の推進			
<b>目的</b>	(1) 啓発活動 春・秋の交通安全運動期間をはじめ、平素から交通安全運動を円滑に実施できるよう、町会等に啓発用品を配布するほか、各種の交通安全啓発活動に参加された区民に啓発用品を配布し、交通事故防止を呼びかける。 (2) 自転車運転免許証制度 「あらかわの心」推進運動の中のきまりを守ろうの具体的な取り組みとして、安全な自転車の乗り方や交通ルール、自転車マナーを学ぶことにより、自転車による交通事故を防止し、社会ルールを守る地域社会を実現することを目的とする。				
<b>対象者等</b>	(1) 啓発活動 町会・保育園児・幼稚園児・新入学児童等 (2) 自転車運転免許証制度 区内在住、在勤、在学の小学4年生以上の方				
<b>内容</b>	(1) 啓発活動 春・秋の交通安全運動、TOKYO交通安全キャンペーン、荒川区民交通安全のつどい、交通安全キャンペーン、交通安全日（毎月10日）の広報啓発活動等 (2) 啓発用品の配付 ・警察署・・・・・・・・横断幕・懸垂幕、リフレクター（反射材）、反射リストバンドなど ・町会・・・・・・・・懸垂幕、黄色帽子、サンバイザー、横断用手旗、たすき、腕章、合羽、笛など ・幼・保育園児・・・・・・・・交通安全めりえ ・新入学児童・・・・・・・・ランドセルカバー、反射巾着袋 (3) 自転車運転免許証制度 ① 小学4年生以上を対象に講習会（講義・筆記（学科）試験・実技講習）を開催し、小・中学生には運転免許証を、高校生以上には講習修了証を交付。 ② 自転車安全運転見守り隊（129名）による交通ルール・マナー等の啓発活動を実施し、自転車ルール・マナー向上運動を展開。				
<b>経過</b>	・平成11年度・・・・・・・・小学生を対象に自転車講習会を開催（2回、参加者100名） 小学生を対象に交通安全教室を開催（1回、参加者50名） ・平成12年度・・・・・・・・小学生を対象に自転車講習会を開催（3回、参加者300名） ・平成13年度・・・・・・・・小学生を対象に自転車講習会を開催（3回、参加者300名） ・平成14年度・・・・・・・・自転車運転免許証推進協議会を設置（7月25日）し、全国に先駆けて自転車運転免許証講習会を実施（延べ153回、小学生3312名、中学生189名、一般994名、合計4495名）				
<b>必要性</b>	区民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図る上で重要な事業である。				
<b>実施方法</b>	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） (1) 春・秋の交通安全運動期間の前や各種交通安全啓発活動を実施する際に、警察署からの要望や町会に対する意向調査に基づき啓発用品を配付。 (2) 自転車運転免許証講習会は、毎月第3土曜日に荒川自然公園交通園で開催している。また、学校においては交通安全教育の授業やチャレンジサタデースクール等の時間を活用して実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	4,082	3,844	5,276	5,670	6,208	5,540	5,458	
①決算額（18年度は見込み）	3,642	3,386	4,935	4,300	5,149	4,316	5,458	
②人件費						8,416		
【事務分担量】（%）						170%		
合計（①+②）	3,642	3,386	4,935	4,300	5,149	12,732	5,458	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,642	3,386	4,935	4,300	5,149	12,732	5,458	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>平成12年度</b>	<b>平成13年度</b>	<b>平成14年度</b>	<b>平成15年度</b>	<b>平成16年度</b>	<b>平成17年度</b>	<b>平成18年度</b>
	自転車免許講習会（回数）					37	33	40
	自転車免許講習会（参加者数）					1,262	731	1,800

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	会議食糧費	0	会議食糧費	12	会議食糧費	12
	一般需用	啓発用品等購入費	4,241	啓発用品等購入費	3,869	啓発用品等購入費	4,317
	役務費	懸垂幕掲示手数料	42	懸垂幕掲示手数料	153	懸垂幕掲示手数料	153
	委託料	免許証作成委託料	623	免許証作成委託料	1,205	免許証作成委託料	648
	使用料及び賃借料	交通安全つどい会場使用料	111	交通安全つどい会場使用料	148	交通安全つどい会場使用料	148
	備品購入	映画フィルム購入費	133	映画フィルム購入費	153	映画フィルム購入費	180

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	自転車免許講習会参加率（%）（小・中学生）	76.6	46.8	80.0	100	小・中学生の年間参加者数の目標値を1300人とする
②	自転車安全運転講習会参加率（%）（一般）	53.2	24.4	80.0	100	一般の年間参加者数の目標値を500人とする
③						

問題点・課題	(1) 啓発活動 効果的に交通安全啓発活動を推進するとともに、活用される啓発用品を配付する必要がある。
	(2) 自転車運転免許証制度 ① 区内の小中学校においては、安全教育の授業の一環として殆どの学校で実施されているが、未だ受講していない児童や生徒がいる。 ② 区民の講習会への参加が少ない。 ③ 自転車安全運転見守り隊の活動が停滞している。
他区の実況	（実施 8 区 未実施 14 区） ・平成15年度 板橋区 ・平成16年度 文京区、世田谷、足立区、葛飾区 ・平成17年度 渋谷区、練馬区、江戸川区 自転車運転免許証講習会

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区内小中学校の児童・生徒及び保護者に自転車免許講習会への参加を呼びかける。	小中学生の自転車事故の減少が期待できる。
②	区報等を通じて一般区民の講習会への参加を呼びかける。	一般区民の自転車事故の減少が期待できる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	常に、区民に対してルール・マナーの遵守を訴えていく。

議会質問状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年4定 自転車運転免許証講習会の受講者の拡大について</li> <li>・17年3定 自転車事故について学校、幼稚園、保育園の保護者に対する啓発、ヘルメット着用、保険の必要性及び尾竹橋通りの路上駐車対策について</li> </ul>
------------	--

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	道路占用事務	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	石坂美千子	<b>内線</b>	2715
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	道路占用事務費（31-30-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
<b>開始年度</b>	●昭和 ○平成	28年度	<b>根拠法令等</b>	道路法（同施行令、施行規則）、荒川区道路占用料等徴収条例、荒川区道路占用規則	
<b>終期設定</b>	○有 ●無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準		<b>計画区分</b>	計画 非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	快適な道路環境の維持			
<b>目的</b>	占用許可、占用許可に伴う工事調整及び道路監察を通じて、道路の公共性の確保及び安全性の確保などを目的とする。				
<b>対象者等</b>	公共事業者（東京電力、東京ガス、NTT、水道局、下水道局）、鉄道事業者、区民				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用許可 公益占用（電気、ガス、通信、水道、下水道）及び建築足場や看板などの一般占用について道路法に基づき許可</li> <li>・占用料等徴収 占用許可したのものについて、区条例に基づき占用料を徴収</li> <li>・道路工事調整 区の道路工事及び占用工事の調整のため、年4回関係企業や警察署を集め調整会議を実施</li> <li>・道路監察 道路の不法占用の是正指導、占用申請の指導、道路通行の安全性の確保、違反広告物の撤去などを目的とし、日々道路パトロールを実施</li> <li>・道路工事施行承認 歩道の切り下げなど道路管理者以外の道路工事（自費工事）について承認</li> <li>・特殊車両通行許可 車両制限令に基づき、20tを超える特殊車両について通行を許可。通行経路が2以上の道路管理者にまたがる場合は、上位管理者から協議</li> </ul>				
<b>経過</b>	占用料については、固定資産税の評価替えに伴い概ね3年毎に改定している。（次回改定は平成19年度）				
<b>必要性</b>	道路の公共性及び安全性を確保するために必要である。				
<b>実施方法</b>	（直営）（一部委託）（全部委託） （直営の場合）（常勤）（非常勤）（臨時職員） ・路上放置物等処分業務委託（一般廃棄物処理手数料を含む）（有）諏訪運送店 636,625円 ・路上放棄車処分委託（有）有原商店 52,500円				

※～15年度予算額・決算額については「道路占用事務」事業と「屋外広告物事務」事業との合算

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	1,376	1,260	1,342	1,454	1,445	1,071	1,093	
①決算額（18年度は見込み）	1,177	832	962	1,148	957	803	1,093	
②人件費						20,392		
【事務分担量】（%）						28		
合計（①+②）	1,177	832	962	1,148	957	21,195	1,093	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	316,509	359,280	362,014	366,941	435,538	437,805	434,612	
一般財源	-315,332	-358,448	-361,052	-365,793	-434,581	-416,610	-433,519	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	占用許可件数(大規模・小規模・一般)	1,874	1,884	1,753	1,829	1,791	1,903	1,788
	監察件数	8,086	11,813	28,029	49,402	38,818	27,698	31,000
	特殊車両許可件数	76	63	58	88	128	152	180
	道路幅員証明件数			50	53	47	53	51

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	食糧費	道調会議、監督員会議	29	道調会議、監督員会	27	道調会議、監督員会	28
	一般需用費	印刷製本、事務用品	233	印刷製本、事務用品	64	印刷製本、事務用品	82
	委託料	不法投棄物処理委託	268	不法投棄物処理委託	53	不法投棄物処理委託	220
	役務費	—	—	路上放置物処分	659	路上放置物処分	763

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	占用許可件数	1,791	1,903	1,788	—	
②						
③						

問題点・課題	<p>①道路占用料の改定については、23区統一的に実施してきたが、昨年度2区（千代田区・港区）が独自に改定したこともあり、今後の改定方法について検討する必要がある。</p> <p>②ごみの不法投棄の増加により、環境の悪化が懸念されている。</p> <p>③商店の商品が長期的かつ継続的に道路上に陳列されているため、不法占用対策が急務である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	他の20区と協議し、統一的に占用料の改定を実施する。	統一的に占用料を改定することによって、大都市東京を一体的に構成する道路管理者として、一体性及び連動性並びに公共性を維持できる。
②	道路監察の強化を図る。	環境面及び衛生面についても改善され、区民生活の向上が図られる。
③	警察等関係機関と連携を図りながら商店街等に対して指導の強化に努める。	商品等の路上陳列が解消されることにより、歩行者等の道路通行時の安全性を確保できる。

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	道路を適正な状態で管理するため、必要な事業である。

議会（要旨）質問状況	・16年1定 大企業の占用料を上げるよう23区で協議すべき
------------	-------------------------------

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	屋外広告物事務	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	石坂美千子	<b>内線</b>	2715
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	道路占用事務費（31-30-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	○新規事業（○19年度 ○18年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	●昭和 ○平成	24年度	<b>根拠法令等</b>	屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、同施行規則、荒川区手数料条例	
<b>終期設定</b>	○有 ●無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	豊かな生活環境づくり			
<b>目的</b>	屋外広告物の表示、場所、方法などを規制することにより、良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険を防止する。				
<b>対象者等</b>	屋外広告物掲出者				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物事務 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区が処理する事務である。</li> <li>・広告塔や広告板、車体利用広告などの広告物については、区条例で定められた手数料を徴収する。</li> <li>・違反広告物除却協力員制度 区民ボランティアが違反広告物を撤去する。</li> <li>・日々の道路パトロールにより違反広告物への警告札の貼付及び簡易除却できるものの除却を行っている。</li> </ul>				
<b>経過</b>	平成11年12月	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例制定（施行平成12年4月）			
	平成12年3月	荒川区手数料条例制定			
	平成16年4月	屋外広告物許可手数料改正			
	平成17年12月	違反広告物除却協力員制度実施要綱制定。（平成18年6月1日現在の協力員数34名）			
<b>必要性</b>	良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険防止を図ることにより、住み良い町をつくって行くために必要である。				
<b>実施方法</b>	（直営）（一部委託）（全部委託）（直営の場合）（常勤）（非常勤）（臨時職員） ・違反広告物除却協力員は無償ボランティアで、はり紙だけを除却する。（協力員証、腕章等交付）				

※～15年度予算額・決算額については「道路占用事務」事業へ合算して記載

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額					166	136	54	
①決算額（18年度は見込み）					100	77	54	
②人件費						13,248		
【事務分担量】（%）						26		
合計（①+②）	0	0	0	0	100	13,325	54	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）					8,631	8,761	8,847	
一般財源	0	0	0	0	-8,531	4,564	-8,793	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	屋外広告物許可件数	110	110	121	164	222	218	202
	違反広告物除却協力員数	未実施					33	50
	違反広告物除却件数	未実施					3,536	10,000

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	協力員打合せ会	2	協力員打合せ会	2	協力員打合せ会	8
	一般需用費	事務用品	63	事務用品	63	事務用品	11
		屋外広告物台帳	35	屋外広告物台帳	0	屋外広告物台帳	0
	手数料	保険料	0	保険料	12	保険料	35

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	協力員数	未実施	23	50	100	毎年10名程度増員していく。
②	違反広告物除却件数（はり紙）	15,399	17,703	25,000	—	毎年40,000件 そのうち、違反広告物除却協力員による除却数（H17年度3,536件、H18年度10,000件）を含む

問題点・課題	①あふれる違反広告物（特に、貼り紙・のぼり旗の増加）をどのようにして撤去していくか。 ②除却協力員制度の拡大を図る。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） ・検討中5区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	違反広告物について、区民への啓発を図る。また、道路監察車パトロールにより、違反広告物の撤去活動を継続して実施していく。	町の環境美化を図り、住み良い町を形成していく。
②	違反広告物除却協力員のネットワークの拡大を図る。	多くの区民が違反広告物除却協力員制度を理解し、積極的な参加協力を得られるようになる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	屋外広告物を規制することは、良好な景観の形成等に貢献する事業である。

議会（要旨）	18年1定 違反広告物除却協力員制度の効果及び今後の展開及び違反広告物数の推移、罰則等について
--------	---

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	道路管理システム運営費	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	石坂美千子	<b>内線</b>	2715
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	道路管理システム運営費（31-40-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	○ 昭和 ● 平成	2年度	<b>根拠法令等</b>	(財) 道路管理センター協定書	
<b>終期設定</b>	○ 有 ● 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 (非計画)
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	快適な道路環境の維持			
<b>目的</b>	多種多様な道路の地下埋設物件の管理事務を効率かつ迅速に行うため、国、東京都、23区等が出捐（荒川区は1,212,000円/平成3年）して（財）道路管理センターを設立。同センターの運営・システム開発に要する経費を各団体が負担し、センターが開発したコンピュータ・マッピング技術を利用した「道路管理システム」を利用している。				
<b>対象者等</b>	(財) 道路管理センター、国・都・区市町村、電気・ガス・通信・水道・下水道などの公益事業者				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路占用許可業務 占用許可申請書、添付図書等の記載内容を標準化し、書類の作成及び管理をコンピュータで処理することにより業務の省力化、高度化を図る。</li> <li>・ 道路工事調整業務 図面と調書を標準化し、システムによる図面・調書の作成、オンライン端末を使用した道路工事計画の入力更新、検索及び施行状況確認等、道路工事調整業務の効率化を図る。</li> <li>・ 道路占用物件管理業務 道路及び占用物件情報のデータベースの一元管理により、端末でのデータ検索や図面の出力を可能とし、業務の効率化を図る。</li> </ul>				
<b>経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和61年3月 (財)道路管理センター設立（荒川区の出捐金は1,212,000円/平成3年）</li> <li>・ 平成11年9月 道路工事調整業務運用開始</li> <li>・ 平成12年2月 端末機設置、入力開始</li> <li>・ 平成12年1月 道路管理センターと協定締結</li> <li>・ 平成12年4月 道路占用物件管理業務オンライン検索を開始。占用許可業務オンライン電子申請の運用開始 小規模占用については、来庁しての申請が必要がなくなった。</li> <li>・ 平成12年7月 道路占用物件状況図を出図、一般の閲覧に供した。</li> <li>・ 平成18年5月 接続回線種類の変更（NTT Bフレッツの利用開始）に伴う「ハードウェアの接続に関する覚書」締結</li> <li>・ 平成19年(予定) 第3次ハードウェア更新・継続利用ソフトの改良を実施</li> </ul>				
<b>必要性</b>	道路占用工事をコンピュータで管理することで、最新の道路状況が把握でき、帳票類も簡素化できるなど事務の効率化に役立っている。また、電子申請制度の採用により、窓口業務の煩雑さの軽減という観点から必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	(直営) 一部委託 全部委託 ) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員 )				

		(単位：千円)						
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	5,525	3,513	5,124	5,077	5,006	4,725	4,666
	①決算額（18年度は見込み）	5,072	5,008	5,081	4,926	4,835	4,649	4,666
	②人件費						3,448	
	【事務分担量】 (%)						4	
	合計（①+②）	5,072	5,008	5,081	4,926	4,835	8,097	4,666
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,072	5,008	5,081	4,926	4,835	8,097	4,666
	<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
大規模占用許可件数		295	333	322	342	295	360	330
小規模占用許可件数		1,353	1,326	1,231	1,275	1,244	1,273	1,256

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	レーザープリンタ用品		44	レーザープリンタ用品	191	レーザープリンタ用品	200
	道路工事調整会議図		76	道路工事調整会議図	74	道路工事調整会議図	76
	地下埋設物件図		32	地下埋設物件図	43	地下埋設物件図	58
役務費	専用回線使用料		433	専用回線使用料	432	専用回線使用料	433
委託料	端末機保守点検委託		454	端末機保守点検委託	326	端末機保守点検委託	326
賃借料	端末機一式リース料		1,031	端末機一式リース料	833	端末機一式リース料	833
負担金	運営負担金		2,770	運営負担金	2,750	運営負担金	2,740

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①						
②						
③						

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>古い設計構造のため操作性・拡張性に乏しいシステム機能を対象として、システムの再構築を行うとともに、道調データベース構成の見直しを行う必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	ハードウェア更新及びソフトの改良を実施する。	占有物件検索機能、道調データ入力・検索機能が強化されるとともに、道路地図やデータベースが見やすくなる等、操作性及び拡張性が向上する。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	道路管理事務や占有企業者の申請業務など、事務の効率化のために必要である。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

# 事務事業分析シート

No1

事務事業名	占用工事道路復旧事業	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋 敏夫
		担当者名	阿部 貴洋	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	工事費（33-85-25-01）道路復旧調査費（33-85-50-01） 事務費（33-85-75-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 28年度		根拠	道路法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	道路占用工事要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野			
	政策	快適な生活環境の整備			
	施策	快適な道路環境の維持			
目的	企業者が行う占用工事について、復旧方法・構造・範囲・時期を適切に指導及び調整を行うことにより、道路の掘り返しを抑制し、効率的な工事施行と通行の安全を確保する。				
対象者等	荒川区道（平成18年4月現在） 延長：195,918m 面積：1,195,079㎡ 対象者：水道局・下水道局・東京ガス・東京電力・NTT				
内容	<p>1 復旧方法：（自費復旧）占用企業者自ら自費にて復旧する。 （受託復旧）占用企業者から本復旧費用を徴収し、区が本復旧を行う。 ・ 一般工事による復旧（道路復旧工事・小規模復旧工事） ・ 応急工事による復旧（道路応急復旧工事） ※ 受託については、占用工事の重複や道路全体の整備が必要と思われる場合に実施</p> <p>2 復旧指導： 占用工事毎に区担当者が現地を立会い、構造・範囲・時期の指導及び竣功検査を行う。</p> <p>3 調整業務： 年4回の道路工事調整会議を行い、工事内容・工程・競合などを調整する。</p>				
経過	平成10年度までは道路課で事業を行っていたが、平成11年度の組織改正により、管理計画課へ移管				
必要性	占用工事は、区民生活に必要なライフラインを整備するもので、占用工事を適切に指導・調整することは、円滑かつ効率的な工事施行により、通行の安全と道路環境の向上につながり必要不可欠なものである。				
実施方法	<p>（直営 <u>一部委託</u> 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路復旧工事： 工事費の一部予算を道路課へ配付替し、道路改修工事と併せて復旧を実施</li> <li>・ 小規模復旧工事： 受託路線の掘削跡を対象とし、1箇所当り70㎡以上の補修工事を管理計画課で実施</li> <li>・ 道路応急復旧工事： 受託路線の掘削跡を対象とし、1箇所当り70㎡未満の補修工事を管理計画課で実施</li> <li>・ 道路復旧調査委託： 道路課が執行する道路復旧工事の測量調査委託で、予算を道路課へ配付替し実施</li> <li>・ 企業者自費復旧工事： 受託以外の復旧は、占用者自ら本復旧を実施</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	158,529	151,728	140,026	130,140	110,380	106,149	101,154	
①決算額（18年度は見込み）	137,676	134,770	132,422	126,988	105,960	101,507	101,154	
②人件費						17,897		
【事務分担量】（%）						280		
合計（①+②）	137,676	134,770	132,422	126,988	105,960	119,404	101,154	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	200,895	197,338	178,267	122,551	143,534	118,581	153,836	
一般財源	-63,219	-62,568	-45,845	4,437	-37,574	823	-52,682	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	占用工事（自費復旧）調定金額	28,892	50,436	51,020	54,952	39,211	46,193	57,375
	占用工事（受託復旧）調定金額	172,003	146,902	127,247	67,599	104,323	72,388	96,461
	道路復旧工事実施路線数	11	10	11	8	7	7	7
	道路応急復旧工事実施件数	94	88	84	73	60	50	50
小規模復旧工事実施路線数	0	0	0	0	3	2	1	



# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	放置自転車撤去	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫			
		<b>担当者名</b>	山口謙介	<b>内線</b>	2717			
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード</b>	放置自転車撤去(31-60-25-01)							
<b>事務事業の種類</b>	○ 新規事業		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
<b>開始年度</b>	● 昭和 ○ 平成	60 年度	<b>根拠法令等</b>	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例				
<b>終期設定</b>	○ 有 ● 無	年度						
<b>実施基準</b>	法令基準 都基準内		区独自基準		<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境						
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備						
	<b>施策</b>	放置自転車対策の推進						
<b>目的</b>	放置された自転車等を撤去する事により安全で快適な生活環境の維持・向上を図る。							
<b>対象者等</b>	道路上に放置してある自転車等							
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車撤去・返還・処分</li> <li>・放置防止指導・啓発(シルバー人材センター)</li> </ul>							
<b>経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和60年12月「東京都荒川区自転車等の放置防止に関する条例」制定 放置自転車等の撤去開始(撤去手数料は自転車¥2,000円、原付¥3,000円)</li> <li>・平成9年3月 撤去手数料改正、自転車¥3,000円 原付¥4,500円</li> <li>・平成9年10月 条例改正(自転車法改正に伴い、駐車対策協議会及び総合計画に関する項目を追加)</li> <li>・平成11年10月 条例改正(撤去手数料改正、自転車¥5,000円 原付¥7,500円)</li> <li>・平成17年6月 条例改正(撤去自転車売却できる条文を追加 17年度 単価750円 18年度単価478.8円)</li> </ul>							
<b>必要性</b>	駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である。							
<b>実施方法</b>	( 直営 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部委託</span> 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )  ○放置自転車等撤去・運搬業務委託 (委託先)諏訪運送店 (委託料) ¥12,700,800. ○三河島自転車保管場所機械警備委託 総合警備保障 ¥655,200. ○自転車等放置防止・指導啓発等業務委託 シルバー人材センター ¥32,228,288. ○撤去した放置自転車の売却 (契約相手先)順和商事 一台あたり478.8円							
<b>予算・決算額等の推移</b>	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	104,239	112,954	109,755	107,820	109,186	77,806	74,948
	①決算額	97,005	99,373	106,209	106,164	103,899	69,093	74,948
	②人件費						20,042	
	【事務分担当】(%)						370	
	合計(①+②)	97,005	99,373	106,209	106,164	103,899	89,505	74,948
	国(特定財源)							
	都(特定財源*)	27,118	42,243	51,304	32,110	52,490		
	その他(特定財源)	20,276	18,982	20,627	19,540	7,282	7,945	21,168
一般財源	49,611	38,148	34,278	54,514	44,127	81,560	53,780	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	放置自転車撤去	13,347	12,912	13,755	13,926	8,657	9,652	14,000
	返還	4,221	3,974	4,420	4,043	1,681	1,799	2,000
	処分(リサイクル600台、海外譲与100台含む)	8,116	9,311	8,675	8,726	6,800	4,400	3,700
	売却						3,092	8,500

\* 緊急地域雇用特別基金事業補助金

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	光熱水費及び食糧費	保管所光熱水費 256千円	222	保管所光熱水費 205千円	205	保管所光熱水費 256千円 ポスコン協議会食糧費31千円	288
一般需用費	撤去警告立看板等消耗品946千円 警告札等印刷製本552千円 修繕1425千円。フリーサイクル消耗品¥519千円	3,442	放置防止・啓発用品ほか消耗品 2,596千円 警告札等印刷製本 574千円 看板等物品修繕147千円 フェンス家屋修繕等299千円	3,616	放置防止・啓発用品 2032千円 保管場所維持用品199千円 警告札等印刷製本 973千円 看板等物品修繕484千円 フェンス家屋修繕等180千円	3,868	
役務費	保管所電話49千円 海外譲与運搬177千円 ポスコン筆耕10千円フリーサイクル保険料¥1,300,000円	1,535	保管所電話40千円 海外譲与運搬168千円 ポスコン筆耕10千円	940	保管所電話53千円 海外譲与運搬177千円 ポスコン筆耕9千円	240	
委託料	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	92,618	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管 所管理業務 ほか	57,681	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管 所管理業務 ほか	64,465	
使用料及び賃借料	自転車保管場所借地料 5,058,000.	5,058	自転車保管場所借地料 5,058,000.	5,058	自転車保管場所借地料 5,058,000.	5,058	
負担金補助及び交付金	ムコーバ分担金1,000,000、 全自連会費20,000	1,020	ムコーバ分担金1,000,000、全自連 会費20,000	1,020	ムコーバ分担金1,000,000、全自連 会費20,000	1,020	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
①	放置台数6848台	1950台(達成率72%)	2144台(達成率70%)	2000台	0台	昭和60年放置台数を基準に、放置台数を減少させる。
②						
③						

問題点・課題	自転車等の放置に対するルール・マナーの向上及び自転車駐車場等の整備
	実施22区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	放置防止用品及び放置防止啓発指導員の積極的活用による放置の抑止。	自転車利用者のルール・マナーの向上により、放置の減少。
②	熊野前駅、赤土駅自転車置場整備	新駅周辺の放置自転車の防止。
③	日暮里駅駐輪場整備 最終年度(20年3月竣工)	日暮里駅前道路上の放置自転車の解消。 駅前にふさわしい都市景観の確保。

事務事業の優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	現状を解決するためには強制的に撤去していく必要がある。

議会質問状況	15年1定 自転車駐車場の使用料見直しについて
--------	-------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	自転車駐車場管理運営	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫			
		担当者名	山口謙介	内線	2717			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	自転車駐車場管理運営費(31-60-50-01)							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 <input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業							
開始年度	● 昭和 ○ 平成	61 年度	根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例				
終期設定	○ 有 ● 無	年度						
実施基準	法令基準	都基準内	区独自基準	計画区分	計画			
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境						
	政策	快適な生活環境の整備						
	施策	放置自転車対策の推進						
目的	自転車等の利用者の利便を図るとともに、区民の良好な生活環境の向上を図る。							
対象者等	区民及び区民以外が、通勤・通学等により自転車駐車場を利用する下記の者。 (1) 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳若しくは東京都愛の手帳交付要綱による愛の手帳の交付を受けている者、又はこれに準ずる者。 (2) 65歳以上の者 (3) 住居又は勤務先若しくは通学先が利用する駅からおおむね700メートルを超える距離にある者							
内容	①自転車駐車場(センターまちや・南千住駅東口)の管理・運営 (18年度より指定管理者制度移行) ・開場時間 04:30~25:00 ・使用料 定期利用 区内在住者 2,000円/月 区外在住者 4,000円/月 学割 区内在住者 1,400円/月 区外在住者 2,800円/月 一時利用 1日1回8時間以内 100円 1日1回8時間超 200円 ②自転車置場の設置・管理(12箇所) 利用登録承認事務 ・登録 年度(4/1 ~ 3/31) ・手数料 区内在住者 3,300円 区外在住者 6,600円 ③自転車置場、駐車場の整理・誘導 ・区内主要駅(町屋 西日暮里 日暮里 南千住 三河島)に整理員(シルバー)を配置 午前7:30 ~ 午前10:30(土日、祝日除く)、各置場に1名配置(計 17名) ④民間自転車駐車場助成 ・S61年3件 S62年3件 S63年1件 H6年1件 H7年1件 H14年1件 H16年1件(計11件)							
経過	・昭和60年12月 条例制定(61年5月施行)登録手数料 区内在住者2,000円 区外在住者4,000円 ・平成 9年 3月 条例改正(9年5月施行)登録手数料 区内在住者2,600円 区外在住者5,200円 ・平成12年 4月 条例改正 区内在住者3,300円 区外在住者6,600円 (自転車駐車場) ・平成 7年12月 荒川区自転車等駐車場条例制定 センターまちや自転車駐車場 新設 (定期利用) 区内在住者 2000円/月 区外在住者 3000円/月 (一時利用) 1日1回 100円 ・平成14年 4月 南千住駅東口自転車等駐車場 新設 ・平成16年 4月 条例改正(学割制度新設 一時利用料金改定 区外在住者料金改定) ・平成18年 4月 条例改正(指定管理者制度の導入) ・平成17年12月 本会議・指定管理者議決 ・平成18年 4月 指定管理者制度 開始(南千住東口:(株)ソーリン センターまちや:再開発振興(株))							
必要性	駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である。							
実施方法	( 直営 一部委託 <b>全部委託</b> ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) <input type="radio"/> 自転車置場等整理誘導業務委託 (委託業者)シルバー人材センター (委託金額)¥11,365,256.							
予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	52,596	57,234	88,466	76,410	76,077	82,369	25,623
	①決算額(18年度は見込み)	50,344	54,062	75,459	70,250	74,217	66,500	25,623
	②人件費						20,519	
	【事務分担量】(%)							
	合計(①+②)	50,344	54,062	75,459	70,250	74,217	87,019	25,623
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源:駐輪場、置場の歳入)	52,513	56,624	74,986	85,624	88,521	83,710	23,736
一般財源	(2,169)	(2,562)	473	(15,374)	(14,304)	3,309	1,887	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	放置自転車撤去	13,347	12,912	13,755	13,926	8,657	9,652	14,000
	返還	4,221	3,974	4,420	4,043	1,681	1,799	2,000
	処分(リサイクル600台、海外譲与100台含む)	8,116	9,311	8,675	8,726	6,800	4,400	3,700
	売却						3,092	8,500

事務事業分析シート

節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)		
	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
予算・決算の内訳	光熱水費ほか	駐輪場等光熱水費2,685千円	2,685	駐輪場等光熱水費2,699千円 登録アルバイト249千円	2,948	駐輪場等光熱水費600千円	600
	一般需用費	置場登録他用品1,091千円 印刷製本603千円 家屋等修繕483千円	2,176	置場登録他用品2,504千円 印刷製本944千円 物品修繕1,315千円 家屋等修繕673千円	5,435	置場登録他用品713千円 印刷製本777千円 物品修繕250 家屋等修繕200千円	1,940
	委託料	駐輪場管理運営 まちや 東口 置場整理誘導 ほか	52,758	駐輪場管理運営 まちや 東口 置場整理誘導 ほか	42,344	置場整理誘導他 センターまちや 南千住東口関連は、指定管理者制度へ移行。	17,917
	使用料及び賃借料	公有地賃借料 1,326千円. センターまちやゲートシステムリース489千円	1,814	公有地賃借料 1,328千円. センターまちやゲートシステムリース489千円.	1,817	公有地賃借料 1,421千円. 西日暮里一時置場用地 468千円	1,957
	負担金補助及び交付金	民間自転車駐車場助成593千円 センターまちや管理費分担金 12,625千円 光熱水費等1,336千円	14,555	民間自転車駐車場助成 0千円 センターまちや管理費分担金 12,450千円 光熱水費等1,121千円	13,571	民間自転車駐車場助成 2,940千円	2,940

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
標	① 駐輪可能台数(民間含む)	7,412	7,281	7,231	11,030	日暮里駅、熊の前駅等置場、駐輪場を設置する。
	②					
	③					

問題点・課題	自転車駐車場の整備と用地の確保 民間事業者による自転車駐車場建設促進 自転車利用のルール・マナーの向上
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	鉄道事業者への積極的な協力要請(JR、京成、東京メトロ)	放置自転車の大幅な減少
②	民間自転車駐車場助成制度の積極的活用。	民間事業者による自転車駐車場建設により、区が弾力的に対応できない部分を補完。
③	自転車利用のルール・マナーの向上	放置自転車の減少

事務事業の優先度	優先度についての説明、所属長意見等
B	区民サービスを基本に、円滑な自転車駐車場の管理を行う。

議会質問状況	15年1定 自転車駐車場の使用料見直しについて
--------	-------------------------

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	日暮里駅前自転車駐車場整備	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	高田 巳喜男	<b>内線</b>	2717
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード</b>	日暮里駅前自転車駐車場(31-92-50-01)				
<b>事務事業の種類</b>	<input type="radio"/> 新規事業 <input checked="" type="radio"/> 建設事業 <input type="radio"/> それ以外の継続事業				
<b>開始年度</b>	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	14 年度	根拠 法令等		
<b>終期設定</b>	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	19 年度			
<b>実施基準</b>	<input type="radio"/> 法令基準 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基		<b>計画区分</b>	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	放置自転車対策の推進			
<b>目的</b>	日暮里舎人線の開通や日暮里駅前の再開発事業により、今後、日暮里駅の利用者が増加することが見込まれ、これとともに自転車利用者も増加することも予想される。こうした状況を踏まえ、新たにひぐらしの里の中央地区再開発事業地内に自転車駐車場を整備する。				
<b>対象者等</b>	主に、日暮里駅利用者(JR・山手線・京浜東北線・常磐線・京成電鉄)				
<b>内容</b>	・施設概要 地下1階・鉄筋コンクリート造り、自走式駐車場 約1,300台収容 ・場所 西日暮里二丁目24番 (再開発事業における区道の付替えにより生み出される交通広場用地と現交通広場の地下部分に整備する。) ・敷地面積 約1,890㎡ ・工事期間 平成17年度～平成19年度整備工事 ・供用開始 平成20年度				
<b>経過</b>	平成12年5月 「荒川区自転車等の駐車対策に関する総合計画」において整備台数1300台を定める。 平成13年10月 (仮称)日暮里駅前自転車駐車場の整備を決定 平成13年12月 東京都都市計画駐車場として荒川第5号日暮里駅自転車駐車場を整備する都市計画決定。 平成14年12月 基本設計 平成15年2月 ひぐらしの里中央地区再開発組合設立 平成17年1月 実施方針や整備費等について政策経営会議報告・了承 平成17年3月 詳細設計 平成17年6月 第2回定例会において、747,000千円の補正予算議決 平成17年7月 再開発組合と駐輪場整備事業の公共管理者負担金に関する覚書、協定締結。 平成17年8月末 国庫補助交付決定、再開発組合と西松・工藤JVが契約締結 平成17年9月 工事着工				
<b>必要性</b>	日暮里駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である				
<b>実施方法</b>	( 直営    一部委託 <b>全部委託</b> )      ( 直営の場合    常勤    非常勤    臨時職員 ) ・基本設計 14年度 (株)日本設計      2,583千円 ・詳細設計 16年度 サンコウコンサルタント(株)      23,310千円 ・建設会社 西松・工藤建設企業体      1,309,350千円(支障移設費含む) ・工事監理業務(株)日本設計      19,740千円 ・工事期間 平成17年9月～平成20年3月				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成16年度	平成17年度	17(繰明分)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
予算額(19年度以降は見込み)	24,300	747,000	348,000	267,281			
①決算額(17/18年度は見込み)	23,310	4,458	348,000	267,281			
②人件費		12,067					
【事務分担量】%							
合計(①+②)	23,310	16,525	348,000	267,281	0	0	
国(特定財源)	10,000	2,420	177,295	134,050			
都(特定財源)		2,038	170,705	133,231			
その他(特定財源)							
一般財源	13,310	12,067	0	0	0	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>						
	平成16年度	平成17年度	17(繰明分)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
実施設計	23,310						
工事監理費		4,558					
工事費			348,000	267,281			

# 事務事業分析シート

No2

節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)		
	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
予算・決算の内訳	負担金補助及び交付金	実施設計業務委託	23,310	公共施設管理者負担金(工事監理費)	4,458	公共施設管理者負担金	267,281
				公共施設管理者負担金(工事費:18年度繰越明許)	348,000		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
①	18・19年度工事、20年3月竣工	—	10%	50%	H19年度 100%	19年度で竣工
②						
③						

問題点・課題	新交通事業と工事が競合しており、新交通事業の工事が優先するため自転車駐車場の工事の一部が遅れる。
他区の実施状況	( 実施 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
① 再開発組合に計画どおりの進行管理の指導をはかる。	計画年度の完成
②	
③	

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
A	工事の進行管理を徹底し、計画どおりの竣工を確保する。

議会質問状況	
--------	--

# 事務事業分析シート

No1

事務事業名	道路管理事務費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	村上等	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	道路管理事務費（31-50-20-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠法令等	道路法第28条	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境			
	政策	快適な生活環境の整備			
	施策	快適な道路環境の維持			
目的	区道の認定・改廃・境界の明確化、不法占使用の解消等を行い、道路を適正に管理する。				
対象者等	区が管理する区道全路線、区管理通路及び法定外道路				
内容	①区道の認定・改廃 ・都市計画法、市街地整備指導要綱に基づき整備された道路の区域変更 ・細街路整備指導要綱に基づき整備された道路の区域変更 ・開発に伴う道路の廃止、新規認定 ・関係住民からの申請による私道の区道認定等 ②区道及び法定外公共物の管理 ・道路用地等の境界確定及び現地標示 ・道路工事施工時の区道区域に関する施工者への指導 ・区道等境界証明及び区道等区域証明の発行 ③不法占使用対策 ・建築確認申請時による不法占使用の状況把握及び指導 ・法定外公共物の払下げ協議				
経過	平成11年度より事務事業名を変更した。 道路認定事務（一般道路）と補足測量事務等を統合し、道路管理事務費とした。				
必要性	区道等を適正に管理する。				
実施方法	（直営 ○ 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 17年度実績 補足測量委託 単価契約 契約金額（予定総額）¥5,175,400（株）アルコ（荒川区）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	17,905	12,361	12,072	10,725	10,422	9,833	9,640	
①決算額（18年度は見込み）	12,853	11,102	9,097	5,742	8,538	7,352	7,550	
②人件費						4,610		
【事務分担量】（%）						570		
合計（①+②）	12,853	11,102	9,097	5,742	8,538	11,962	7,550	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12,853	11,102	9,097	5,742	8,538	11,962	7,550	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	境界確定申請	113	107	79	108	152	139	140
	境界確定図・区域証明発行	53	61	54	41	655	827	900
	撤去による不法占使用の解消	2	4	0	5	4	14	20
	払下げによる不法占使用の解消	-	-	-	5	7	13	20

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
その他光熱水費	ガソリン代	46	ガソリン代	41	ガソリン代	62	
一般需用費	現場消耗品等	1,352	現場消耗品等	1,270	現場消耗品等	1,465	
印刷製本費	地図・青焼製品	459	地図・青焼製品	583	地図・青焼製品	558	
物品修繕費	測定器・自動車経費	91	測定器・自動車経費	102	測定器・自動車経費	178	
役務費	公図等複写手数料	373	公図等複写手数料	2	公図等複写手数料	4	
その他委託料	補足測量委託	6,211	補足測量委託	5,176	補足測量委託	7,364	
公課費	自動車重量税	9	自動車重量税	9	自動車重量税	9	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	境界確定済件数	125	107	115		関係権利者の申請に基づく事務
②	不法占使用の解消（撤去・払下げ）	11	27	40		境界の確定に基づき、折衝、協議を実施
③						

問題点・課題	<p>① 道路を適正に管理していくためには、その所有権の範囲を確定することが必要であるが、区内の区道等では、その成り立ち等から、境界が未確定の部分が大部分である。</p> <p>② 区内には、滅失した水路等が多数存在しており、不法占使用となっている例が多い。</p> <p>③ 敷民区道が多いことから、道路区域内の敷地構成を調査し、管理する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	道路境界の確定事務等を迅速に処理するため、事務処理期間のいっそうの短縮に取り組む。	区有地境界が明確にされるとともに、処理期間の短縮によるコスト減が期待できる。
②	境界確定事務と緊密に連携し、撤去若しくは払下げ協議により不法占使用の減少を図る。	所有権の適正化により、管理区分等が明確化される。
③	道路敷地の調査に係る方法を検討する。	道路区域の構成が明確化されることにより、境界確定事務に係る処理期間が短縮されるとともに境界確定を必要とする区民の負担が、軽減される。

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	道路を適正に管理するため、必要な事業である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート

No1

<b>事務事業名</b>	道路台帳補正費	<b>部課名</b>	土木部管理計画課	<b>課長名</b>	藤嶋敏夫
		<b>担当者名</b>	村上等	<b>内線</b>	2718
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）</b>	道路台帳補正費（31-50-40-01）				
<b>事務事業の種類</b>	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）      ○ 建設事業      ● それ以外の継続事業				
<b>開始年度</b>	● 昭和 ○ 平成      40 年度	<b>根拠法令等</b>	道路法第28条		
<b>終期設定</b>	○ 有 ● 無      年度				
<b>実施基準</b>	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 ○ 非計画		
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	防災・まちづくり・環境			
	<b>政策</b>	快適な生活環境の整備			
	<b>施策</b>	快適な道路環境の維持			
<b>目的</b>	<p>道路法第28条では、道路管理者はその管理する道路の台帳を調製、保管することと規定されており、台帳の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく改編する。</p> <p>本事業は、区道の新規認定・改廃及び細街路の拡幅整備等による変更を速やかに補正させることを目的とする。</p> <p>あわせて、荒川区細街路拡幅整備指導要綱に基づき拡幅整備された箇所については、その性質上、区域変更に要する図面の作成を行う。</p>				
<b>対象者等</b>	区が管理する区道全路線、区管理通路及び法定外道路				
<b>内容</b>	<p>① 台帳補正 区道の新規認定・区域変更、廃止路線、細街路拡幅整備箇所及びその他道路の改良・改修・復旧工事等による変更箇所について、測量を実施し、台帳平面図及び調書を補正する。</p> <p>② 細街路拡幅整備事業に伴う区域変更用図面の作成 細街路拡幅整備実施箇所について、図面化と求積を行い、区道等区域に編入するための図書を作成する。</p>				
<b>経過</b>	<p>昭和40年度：道路台帳現況平面図の調製を開始</p> <p>平成11年度：道路認定事務（細街路）と道路台帳作成費を統合</p> <p>平成12年7月：道路管理センター端末による地下埋設物台帳平面図の閲覧開始</p>				
<b>必要性</b>	道路法により、道路管理者は道路台帳の調製・保管が義務付けられている。				
<b>実施方法</b>	<p>（直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託）      （直営の場合      常勤      非常勤      臨時職員）</p> <p>17年度実績 道路台帳補正委託 契約金額¥12,075,000（株）ヤチホ（荒川区）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		28,042	18,624	17,180	27,621	13,216	13,996	13,996
①決算額（18年度は見込み）		25,515	17,955	17,115	26,985	12,600	12,075	13,996
②人件費							12,827	
【事務分担量】（%）							185	
合計（①+②）		25,515	17,955	17,115	26,985	12,600	24,902	13,996
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		25,515	17,955	17,115	26,985	12,600	24,902	13,996
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	道路台帳補正延長（m）	16,738	7,021	8,755	12,521	5,131	5,981	5,500
	細街路区域編入件数	124	94	106	472	111	148	140
	細街路区域編入延長（m）	1,043	868	995	4,977	1,068	1,299	1,280

# 事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	道路台帳補正委託	12,600	道路台帳補正委託	12,075	道路台帳補正委託	13,996

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	道路台帳補正（％）	100	100	100	100	変更部分の台帳補正
②						
③						

問題点・課題	台帳補正に係る期間の短縮
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討									
①	②								
①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成19年度に取り組む具体的な改善内容</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">改善により期待する効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台帳補正に係る委託発注時期及び仕様の見直しを図り、台帳の補正期間の短縮を図る。</td> <td>変更箇所の台帳反映への期間が短縮されることによって、変更箇所に係る管理権限の明確化や権利者への情報提供が早められるなどの効果が期待できる。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">②</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">③</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果	台帳補正に係る委託発注時期及び仕様の見直しを図り、台帳の補正期間の短縮を図る。	変更箇所の台帳反映への期間が短縮されることによって、変更箇所に係る管理権限の明確化や権利者への情報提供が早められるなどの効果が期待できる。	②		③	
平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果								
台帳補正に係る委託発注時期及び仕様の見直しを図り、台帳の補正期間の短縮を図る。	変更箇所の台帳反映への期間が短縮されることによって、変更箇所に係る管理権限の明確化や権利者への情報提供が早められるなどの効果が期待できる。								
②									
③									

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	道路の戸籍とも言える台帳の調製は、道路法に規定され、区民生活に不可欠な重要な事業である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--